

虐待・身体拘束の防止について

当事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化の為の指針を整備しています。
- (4) 従業員に対して、虐待防止・身体拘束等適正化の為の定期的な研修を実施するなどの必要な措置を講じます。
- (5) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 事業者は、利用者又はほかの利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。
やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者または家族などに同意を得るとともに態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。